



令和4年4月から「国民年金手帳」に替わり「基礎年金番号通知書」を交付します。

これまでの取扱い

20歳到達などで初めて年金制度へ加入する方や再交付の申請をした方などに対し、年金手帳を交付しています。



令和4年4月以降の取扱い

交付	<p>令和4年4月1日以降に初めて年金制度へ加入する方（20歳に到達した方、20歳前に厚生年金保険の被保険者となった方等）に対し、年金手帳に替わり、<u>基礎年金番号通知書</u>を交付します。</p> <p>すでに年金手帳を交付されている方には、<u>基礎年金番号通知書</u>の交付は行いません。</p> <p>また、お手元にある年金手帳は、令和4年4月1日以降も「<u>基礎年金番号を明らかにすることができる書類</u>」として、引き続き、ご利用いただけます。</p>
再交付	<p>年金手帳を紛失等した方で、再交付を希望する方に対し、令和4年4月1日以降は<u>基礎年金番号通知書</u>を交付します。</p> <p>なお、令和4年4月1日以前に年金手帳の再交付申請書が提出されている場合であっても、<u>交付日が令和4年4月1日以降となる場合</u>、<u>基礎年金番号通知書</u>の交付となります。</p>
事業主への提出	<p>厚生年金保険の被保険者資格取得の際、事業主に個人番号を提供した場合は、事業主への「<u>基礎年金番号を明らかにすることができる書類</u>（<u>基礎年金番号通知書</u>等）」の提出は不要となります。</p>
その他	<p>個人番号を提供する方の本人確認書類としての年金手帳及び<u>基礎年金番号通知書</u>の位置付けについては、関係省庁での整理後、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則により示される予定です。（令和3年12月現在）</p>

【お問合せ】 住民生活課 担当：金沢